

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan

中国商標法24条および25条と標章の変更、優先権



第21回の本稿では、中国商標法第2章「商標登録の出願」から標章の変更について定めた24条、優先権について定めた25条を取り上げる。併せて、変更使用により、不使用取消が認められた事件など、関連の事件を紹介する。



1. はじめに

今回は、中国商標法第3章「商標登録の審査および認可」から出願人への説明・補正の要求について定めた29条、商標登録の審査確認について定めた36条、迅速な審査について定めた37条について解説した。

今回は、第2章の規定のなかで、出願実務と関連性の深い、標章の変更、優先権について解説するとともに、2つの事件を取り上げる。

2. 中国商標法24条

「登録商標について、その標章を変更する必要がある場合、新規に出願しなければならない」

改正前は22条に規定されていた内容である。登録商標の変更があったにもかかわらず、新たに出願していない場合、不使用取消請求により取り消されることがある。

なお、24条は変更使用に対して新たな出願が必要である旨を規定し、49条にはそれがなされなかった場合の処分（行政罰）が規定されている。

3. 「厨味」不使用取消事件 《(2016)京行終5047号》

(1) 事件の経緯

原告商標は、登録後の2013年1月13日に別の会社から原告に譲渡されたものであった。

商標局は原告商標の不使用取消請求に対し、2014年10月30日に取り消しを認める決定を下した。同年12月4日、原告は商標審査委員会に再審を請求したが、2015年8月18日、同委員会は商標局の決定（取り消し）を維持する審決を行った。

原告はそれを不服とし、北京知識産権法院へ行政訴訟を提起した。

(2) 一審判決

北京知識産権法院は、原告商標「厨味」と原告の使用証拠に示されている「厨味chuwei+図」および「厨味+図」

（筆者注：「chuwei」は「厨味」のピンイン）の差はかなり大きく、登録商標の使用と見なすことができないと判断し、請求を棄却した。

(3) 二審判決

二審も一審を支持し、登録商標を使用しているという原告の主張を認めなかった。

(4) コメント

本事件は比較的新しく、また、終審まで争われた変更使用に関する事件なので、取り上げた。前記のとおり、商標局、商標審査委員会、人民法院（一審、二審）と一貫して、図との組み合わせ、図と英文字（ピンイン）の組み合わせによる使用について、漢字のみからなる登録商標の使用とは認められないと判断している。

取消対象の商標（原告商標）	
出願日：1998年11月24日 登録査定日：2000年7月21日 登録番号：1423623 区分：第30類	

なお、使用証拠として提出されたマークは、本件の審決書や判決文では明らかにされていない。中国では本件のように、この種の情報が一般に開示されないことも少なくないため、取消対象と判断されるか否かの線引きを知ることは容易ではない（軽微な改変は変更使用とされない場合がある）。

一般的には、横書きを縦書きに変更したり、白黒の登録商標に色彩を付した使用等は、取消対象となるような変更使用ではないと判断される傾向にある。

登録商標に変更が生じて、顕著な相違がある場合（顕著か否か不明な場合も含め）、中国の代理人に相談し、新規出願を検討することが好ましい。日本では社会通念上同一と認められるような場合であっても、中国で同様に判断されるとは限らない。

また、不使用取消請求がなされた場合には、実際の使用マークを含む使用状況を確認し、再出願の検討をすることも重要である（もっとも、不使用取消請求と同時に、相手方やその関係者が同一・類似の商標を同一・類似の商品について出願しているケースもよくある）。

上記は、商標権者からみたポイントであるが、第三者の立場（同一・類似の商標を同一・類似の商品について使用することを希望する立場）からみると、商標権者が登録商標そのものの使

用ではなく、変更使用をしていると認められる場合には、不使用取消請求を検討する余地がある。しかし、両者の差異が軽微な場合は取り消しが認められない可能性がある。本事件においても、登録商標と使用商標の間に「大きな差」があるとは一審、二審ともに判決文で述べている。

大きな差ではなく、小さな差であった場合にはどうなるのか、また大きな差とはどのような差なのか、本事件からは明らかになっていない。

4. 中国商標法25条

「商標出願人は、その商標を外国で初めて出願した日から6カ月以内に中国で同一商品について同一の商標出願をする場合、当該国と中国が締結した取り決めもしくは共同で加盟している国際条約、または相互に承認する優先権の原則により、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張する場合、商標出願をする際に書面で主張し、かつ、3カ月以内に最初の出願に係る商標出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がない場合もしくは期間内に商標出願の副本の提出がない場合、優先権を主張しないものとみなす」

優先権主張およびその手続きに関する規定である。条文の番号が変わったのみで改正による内容の変更はない。

1項は、パリ条約上の優先権主張を伴う出願が可能であることを規定している。台湾、香港の官庁への出願から6カ月以内の優先権主張を伴う中国本土への出願も可能である。

2項では、優先権主張をする際の手続きについて規定している。願書に記載が必要な事項として、先の出願を行った国・地域の名称、出願番号、出願日がある。願書には優先権証明書を後から追加する場合の記入欄も設けられている。

なお、本稿執筆時点において、特許や実用新案とは異なり、商標分野でのデジタルアクセスサービス（DAS）の導入は行われておらず、優先権証明書は紙で提出する必要がある。

5. 商標出願不受理に関する行政訴訟（(2015)京知行初字第6505号）

（1）事件の経緯

2014年7月30日、原告ARM社はEUの商標出願に基づき中国商標局に優先権主張を伴う6件の出願を行った。いずれの出願も一部に規範的ではない商品記載が含まれていたため、商標局は補正を命じた。これに対して、出願人は補正を行ったが、商標局はそれも規範的な記載ではないと認定し、商標法实施条例18条の規定により「不受理通知書」（以下、不受理決定）を発行した。2015年6月8日、原告は不受

理決定について、中国国家工商行政管理総局（以下、管理総局）に対し、行政不服審査を申し立てたが、管理総局は同年9月2日に不受理決定を維持する判断を行った。さらに原告はそれを不服として北京知識産権法院に提訴したが、人民法院は請求を認めず、商標局の不受理決定が維持された。

（2）人民法院の判断

商品記載は商標権の範囲に関わる事項であり、その記載が規範的でない場合、商標権の権利範囲も不明確になる。

類似商品および役務区分表（以下、区分表）は、商品名称が規範的であるか否かを判断する際の重要な材料となる。新しい商品であっても、最終的に区分表の具体的な区分および類似群に分類されることになり、その名称も区分表に提示された商品または役務の名称に関する基準および要求を考慮しなければならない。

また、25条は「商標出願人は、その商標を外国で初めて出願した日から6カ月以内に中国で同一商品について同一の商標出願をする場合、当該国と中国が締結した取り決めもしくは共同で加盟している国際条約、または相互に承認する優先権の原則により、優先権を享受することができる」と規定している。優先権を主張する意義は、主に出願日の確保にあり、当該出願が登録されるべきだとの判断根拠を提供する

るものではない。

ARM社は、EUにおいて商標出願を行った後、6カ月以内に中国に出願した場合、EUに出願を行った日を中国における商標出願日とすることができる。しかし、商標が中国において登録されるべきかどうかについては中国の法律に基づいて審査されなければならない。したがって、優先権があることは本件商標出願が受理される根拠にはなり得ない。

（3）コメント

実務上、指定商品・役務の記載が記載要件を具備するか否か、中国では厳しく審査される。また、補正の機会は1回に限られている。補正が行われず、または補正が認められない場合には、不受理決定となり、出願手続きが却下されることになる。

現状の実務においては、不受理決定がなされるまでに、出願日から数カ月

を要することが多い。

優先権を主張できるのは、第一国の出願日から6カ月以内の出願であるため、不受理決定が発行されてから再出願しようとしたときは、優先期間の徒過により、優先権主張を伴う出願ができなくなるおそれがある。

優先権主張を行う場合、基本的にその基礎となる先の出願において指定した商品・役務を基準に中国の指定商品・役務を記載することになるが、これらの記載が中国商標実務において認められないと判断された場合には、補正通知書の対象となる。通知がなされた場合には、慎重な対応を行う必要がある。

6. おわりに

本稿では24条、25条の規定を解説するとともに関連事件を紹介した。今回は第2章の残りの規定を取り上げる予定である。

森 智香子

Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。

中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。

世界知的所有権機関（WIPO）（スイス、ジュネーブ）で開催されたマドリッドシステムに関するワーキンググループに、日本弁理士会の代表として参加する等、国際的に活躍している。

【連絡先】〒104-0031 東京都中央区京橋 1-3-2 モリイビル4F info@suneast-ip.com

権 鮮枝

隆安法律事務所シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士

1996～2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気出願部部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。「中国デザイン関連法」（発明協会）共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」（発明協会）翻訳。

【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際倶楽部188室